

議案第 5 号

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 3 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市久留里観光交流センターの指定管理者の団体要件を緩和するため、君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年君津市条例第 26 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成20年君津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「久留里観光交流センターの周辺地域の住民の連携及び当該地域の振興を図る目的で設立された」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、久留里観光交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、_____</p> <p>_____法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、久留里観光交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、<u>久留里観光交流センターの周辺地域の住民の連携及び当該地域の振興を図る目的で設立された</u>法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</p>